

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記…無

2. 重要な会計方針

（１）資産の評価基準の及び評価方法…当該資産の取得価額による

（２）固定資産の減価償却方法…定額法

（３）引当金の計上基準

- ・退職給付引当金…平成１３年３月３１日までに採用した職員については、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度の退職共済に加入しており、制度が破綻の可能性があったことから途中で解約し、その際に払い戻しのあった各職員の退職金を、本会の独自の退職給付引当金として本会で定期預金にして保有している。新たな計上は実施していない。
- ・賞与引当金…６月に支給する職員賞与について、前年度勤務分（１２月２日から３月３１日）を賞与引当金として計上する。
- ・徴収不能引当金…金銭債権のうち、徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。

3. 重要な会計方針の変更…無

4. 法人で採用する退職給付制度…社会福祉施設職員等退職手当共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人が作成する計算書類は以下のとおりになっている。

（１）法人全体の計算書類

（会計基準省令第１号第１様式、第２号第１様式、第３号第１様式）

（２）事業区分別内訳表

当法人では、事業区分が一つのため作成していない。

（３）社会福祉事業における拠点区分別内訳表

当法人では、拠点区分が一つのため作成していない。

（４）収益事業における拠点区分別内訳表

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

（５）各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア としべつ拠点（社会福祉事業）

「法人運営事業」

「地域福祉事業」

「あんしんサポート事業」

「在宅福祉事業」
「介護保険事業」
「障害者総合支援法事業」

6. 基本財産の増減の内容及び金額…無
7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩
 - ・基本金の取崩の有無…無
 - ・国庫補助金等特別積立金の取崩の有無…有
 - ・国庫補助金等特別積立金の取崩の理由…車両購入の際の助成金分を取崩
 - ・国庫補助金等特別積立金の取崩しの金額…503,250円
8. 担保に供している資産…無
9. 有形固定資産の所得価額、減価償却累計額及び当期末残高
 - ・固定資産の減価償却法…直接法
 - ・取得価額、当期末残高…別紙「固定資産集計表」のとおり
10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高…無
11. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益…無
12. 関連当事者との取引の内容…無
13. 重要な偶発債務…無
14. 重要な後発事象…無
15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項…無